

～あなたが主役のまちづくりを応援します～

まちづくりチャレンジ事業

まちづくり支援採択事業

取り組んでみませんか！！

町では、町民の皆さんが自主的に取り組むまちづくり活動を応援しています。

「新たにまちづくり活動に取り組みたい！」「町民を対象にこんな活動に取り組みたい！」とお考えの皆さん、

『まちづくりチャレンジ事業補助金』と『まちづくり支援採択事業補助金』をぜひご活用ください。

【対象となる団体と活動】

町民自らが組織される団体やグループが、主に町民を対象として行おうとする町内の住民活動で、以下のいずれかに該当する事業とする。加えて、採択事業については選考委員会の審査で採択された事業とする。

「活動の促進」…まちづくり団体の取り組みにより町民同士の交流や活動が活発となる事業

「交流の促進」…まちづくり団体の取り組みにより町民と町外者の交流や活動が活発となる事業

「定住の促進」…まちづくり団体の取り組みにより移住・定住を目指した創意工夫のある事業

【補助額について】

新たな団体等に対して、補助額10万円以内（1団体1回限り）を支援する。

【補助額について】

審査により採択された取組に対して、補助額30万円以内（5団体程度）を支援する。

【対象経費】（両事業共通）

報償費(講師・指導者・調査研究等謝礼)、旅費(講師・指導者等交通費、宿泊費・会議等出席交通費の実費)、消耗品費(事務用品、会議資料・ポスター・プログラム等用紙代、材料代)、燃料費(事業に必要な燃料代)、

印刷製本費(事業募集案内・会議資料・プログラム・冊子作成印刷製本費)、光熱水費(事業に必要な電気・ガス・水道代)、通信運搬費(事業に係る切手代・宅配送料等)、保険料(参加者・指導者・講師が加入する損害賠償保険等)、

手数料(各種申請手数料)、委託料(事業警備、会場設営委託)、使用料及び賃借料(事業に必要な会場使用料、車両・機器等借上料)、備品購入費(事業に必要な不可欠と認められる備品)

※次の経費は対象外です。

団体の経常的な活動費(総会費用・団体構成員の交通費・人件費)、事務所維持費(賃借料・光熱水費)、食糧費、不動産取得経費、町外の活動に要する経費、事業参加者の負担が適当と考えられるもの 等

【提出方法】（両事業共通）

各事業の所定の企画書を作成し、必要書類（事業計画書、収支予算書、会員名簿、参考見積書等）を添付のうえ、1部を役場まちづくり課宛てに郵送、または持参してください。なお、採択事業については、書類審査及びプレゼンテーション形式による事業説明を実施しますので、補助対象経費や経費内訳、事業内容等がわかりやすいよう記入してください。

採択事業に係る選考委員会では、申請団体からのプレゼンテーション形式による事業説明を行っていただき、主に①先駆性（まちづくりのために期待ができるか）②効果性（効果の広がり期待できるか）③発展性（補助金を受けることで事業が発展するか）④現実性（実行可能な方法、スケジュール、予算の事業計画であるか）⑤公平性（事業が広く町民に開かれているか）⑥自立性（自助努力による資金が確保できるか）などの項目について審査いたします。

【お問合せ】 詳しくは、まちづくり課（TEL77-4051）までお問い合わせください。